

氏名(本籍)	薩美由貴(千葉県)				
学位の種類	博士(医学)				
学位記番号	博甲第1148号				
学位授与年月日	平成5年3月25日				
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当				
審査研究科	医学研究科				
学位論文題目	刑事責任能力の客観的評価 ——筑波式刑事責任能力予測評価尺度開発の試み——				
主査	筑波大学教授	保健学博士	加納克己		
副査	筑波大学教授	薬学博士	相良悦郎		
副査	筑波大学教授	医学博士	三澤章吾		
副査	筑波大学教授	法学博士 医学博士	齊藤誠二		
副査	筑波大学助教授	医学博士	白石博康		

論文の要旨

<目的>

最近、欧米においては、疾病診断及び司法精神鑑定における客観的、操作的な基準設定を目指す研究がなされている。わが国でも疾病診断については、「精神障害の分類と診断の手引き第三版、第三期修正版」DSMⅢ、及びⅢRの導入がなされ、かなりの普及を見ている。司法精神鑑定においても刑事責任能力のための客観的操作基準の開発・導入が行われることが鑑定人間の判定の分散を緩和し、被鑑定人に対して法のもとでの平等を保障するという意味でも望ましい。

本研究は内因性精神病、及びその辺縁圏を対象とし、精神鑑定の過程で得られるデータから、その責任能力を客観的に判定することが可能かを検証し、刑事責任能力の判定のための予測基準を作成し、この予測基準の意義と有用性について検討することを目的とするものである。

<対象及び方法>

本研究は筑波大学社会医学系精神保健グループが所蔵する1972年8月1日から1992年7月31日の20年間の司法精神鑑定例185事例の中からDSMⅢ、及びⅢRに基づき精神分裂病、躁うつ病圏、その辺縁圏と診断された121件を対象集団とした。対象集団に対し、人口統計学的、犯罪学的など関連する要因計23種(変数)を集計し、鑑定例のデータベースを作成した。さらに統計学的仮説検定及び数量化理論Ⅱ類(林氏による)による多変量解析を行った。外的基準を3つの責任能力区分とし、外的基準と疾病との組み合わせを作り、解析の結果、最適な組み合わせを選び、特性要因との関連性について検討した。また、この解析から精神分裂病にて心神耗弱と判定されたグループの特性の

再構成を試みた。

<結果及び考察>

1) χ^2 検定を行い、各責任能力に関連する有意な特性要因を得た。特性要因についての多変量解析により2種の独立した軸(分類尺度)が得られた。この軸を尺度にした座標平面上で上記特性要因は3種(グループ)に区分することができた。これより精神鑑定の過程で得られるデータから、その共通特性を分類尺度として心神喪失・心神耗弱・完全責任能力と判定されるグループを判別することが可能であることが示唆された。従来、わが国では、同一事例に対する鑑定者間での診断、判定の違いが指摘されているが、本研究による方法によれば事例集団の有する特性に基づき判定がなされ、客観的・操作的評価が期待できると思われる。本研究で得られた2種の分類尺度は、その特性から精神医学的方法論の軸Psychiatric Model: P軸と法学的的方法論の軸Legal Model: L軸と名付けることができる。すなわち鑑定における判定は精神医学的視点と法学的視点に基づく立場からなされているといえる。この2軸により心神喪失と判定されたグループと完全責任能力と判定されたグループの特性は明確に識別されたが、心神耗弱と判定されたグループの特性は前2者と何らかの移行を示すことが明らかになった。

2) 本研究で用いた統計学的、犯罪学的指標から予備的・予測的な意味での刑事責任能力予測評価尺度の作成を行った。すなわち評価尺度表に従い、当該事例の該当する項目を選ぶチェックリスト方式をとった。次にP軸とL軸の得点を算出した。この得点がどの分類区分に入るかにより、責任能力の判定を予測できる。この予測基準は非専門家が鑑定を依頼する前に、その判定の目安とすることができるほか、鑑定の経験例数の乏しい大多数の精神科医にとっても判定の大綱として参考にすることができるものと思われる。

審 査 の 要 旨

本研究は、司法精神鑑定における客観的・操作的基準の導入を目指しており、精神鑑定書のデータベース化と数量化理論II類による多変量解析を行い、刑事責任能力判定の予測を可能にしたものである。わが国の司法精神医学においては、疾病診断に基づく慣例に従うため、鑑定人間での診断の相違、責任能力判定の相違が問題となっていた。本研究では心神喪失、心神耗弱、完全責任能力という責任能力の分類区分を特性要因に基づき数量化したこと、及び人口統計学的、犯罪学的特性要因から責任能力の予測を可能としたことに大きな意義を有する。本研究は、鑑定経験の少ない精神医学者、非専門家らが用いることによって判定の予測基準となすことができ、鑑定書作成の際の標準化の一助となりうる点で極めて有用である。

よって、著者は博士(医学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。